平成２４年（フ）第１７４号
さいたま市南区白幡４丁目28番12号　403号
債務者　高野よしえ
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
埼玉県鴻巣市赤見台１丁目14番３―304号
パークシティ鴻巣駅前プラザ第三３号棟
債務者　田中　正巳
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
岡山県倉敷市中島2597番地１
債務者　福山　力男
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
岡山県倉敷市藤戸町天城768　株式会社シンニチロ天城寮、住民票上の住所岡山県倉敷市連島町西之浦894番地２
債務者　浅野　秀昭
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
埼玉県川越市仙波町１丁目７番地３　北団地Ｋ５―202号室
債務者　村山　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５号
滋賀県長浜市地福寺町13番41号
債務者　竹内菜緒子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
川崎市多摩区登戸1065カースルシライシ202、住民票上の住所相模原市中央区鹿沼台１丁目８番17号　グランドメゾン淵野辺302
債務者　田村　優太
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
川崎市中原区上丸子八幡町1477番地５　ＴＲ新丸子マンション102
債務者　吉野由治郎
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第２４５号
福岡市東区筥松１丁目10番５号
破産者　大成基礎工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６６２号
福岡県太宰府市国分１丁目14番26号
破産者　有限会社ティケイコーポレーション
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１２９９号
札幌市豊平区福住２条１丁目５番５―411号
破産者　山崎　博行
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４８号
札幌市東区北42条東12丁目３番15―302号
破産者　中濱　　武
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２５号
さいたま市中央区上落合１―９―４―232、住民票上の住所埼玉県北足立郡伊奈町栄１丁目110番地４
破産者　面　　治
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
さいたま市岩槻区太田１丁目１番12―109号
破産者　中村　　徹
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２４号
栃木県小山市大字粟宮499番地175
破産者　山本　哲也
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０６号
埼玉県上尾市中妻１丁目15番地13北上尾藤澤マンション202、前住所埼玉県上尾市柏座２丁目３番９―1004号
破産者　野村　雅一
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５０号
さいたま市見沼区東大宮４丁目57番地２　第二寿ハイツ106号
破産者　二瓶　勝子
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係